

令和5年(2023年)度 九州大学法学部 3年次編入学試験

## 筆記試験

(法学又は政治学に関する論述問題)

(注意)

1. 問題冊子は、指示があるまで開かないこと。
2. 問題用紙は(この表紙及び白紙1枚を除いて)1枚、解答用紙は4枚(2枚組が2セット)、下書き用紙は3枚である。「解答始め」の合図があったら、まず全ての用紙が揃っているかを確認すること。
3. 「解答始め」の合図の後、すみやかに、解答用紙(4枚)の所定欄に受験番号を記入すること。
4. 問題は、大問が2問ある。第1問、第2問それぞれにつき、解答用紙を分けて解答すること。
5. 解答文は横書きとし、ボールペンまたは万年筆を用い、読みやすい文字で記入すること。

**第1問** いわゆる「敵対的聴衆の法理」について、日本国憲法の条文や憲法判例にも触れながら、解説しなさい。

**第2問** 次の事案を読み、①および②の問いに答えなさい。

**【事案】**

Xは、恋人関係にあるAから「もう生きていくのに疲れてしまった。ひとりでは寂しいので、私と一緒に死んでほしい。」と心中を持ちかけられた。Xは、内心、Aと心中するつもりはまったくなかったが、Aとの付き合いにも辟易していたので、「君が望むなら、一緒に死のう。どこに行っても一緒にいたいから。」と嘘を述べて、Aの心中の提案に応じた。「死んだ後の姿を誰にも見られたくない。」とAが希望したため、心中は人気のない山奥で行われることとなった。

心中の決行当日、Xは、Aとともに車で人里離れた山中に移動したうえで、予め用意しておいた致死量分の毒薬をAに手渡し、「君が死んだあと、すぐに僕もこの薬を飲んで、後を追うよ。」と嘘を申し述べた。AはXの発言を信じ、手渡された毒薬を飲み、死亡した。Aは、Xが追死しないことがわかっていれば、毒薬を飲むことはなかった。

Aが死亡したのを確認したのち、XはAの死体をそのままにして立ち去ろうとしたが、ふとAの所持物が気になった。XがAの死体を探ると、コートの中からAの使用していた財布が見つかった。中身を確認すると、現金が3万円ほど入っていたので、Xは「どうせならもらってしまおう。」と考え、その時点で初めて財物を奪う意思を生じて、この財布を持ったまま、その場を去った。

- ① Aの承諾の刑法上の有効性について論じよ。
- ② Aの財布を持ち去った行為についてXに窃盗罪（刑法235条）と占有離脱物横領罪（刑法254条）のいずれが成立するか、論じよ。

**【参照条文】**

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（遺失物等横領）

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。